

本WGで検討したい点（事務局案）

- 昨今航空需要が回復する中、空港の制限区域内における事故の発生件数が増加傾向であり、グランドハンドリング業務に関連する事案が多数占めている。グランドハンドリング業務に使用される車両は滑走路に進入する機会も多く、一層の安全確保が求められる。

- 一方で、国によるグランドハンドリング事業者に対する監督は、限定的かつ間接的となっている。
 - ・ 現行の本邦航空運送事業者（運航規程等）を通じて行っているグランドハンドリング事業者に対する間接的な監督は、グランドハンドリングのうち、航空機の運航の安全に影響を及ぼす業務（地上取扱業務）に限られる。
 - ・ 国は、本邦航空運送事業者から受託するグランドハンドリング事業者は把握できているが、外国人国際航空運送事業者、航空機使用事業者又は自家用機から受託するグランドハンドリング事業者は、法的に把握できていない。
 - ・ 近年の分業化の流れから、グランドハンドリング事業者が数多く設立され、これらの事業者に委託するケースが主流となっており、委託関係が複雑化している。

- このため、事業者における事務負担も考慮しつつ、事案が起こった際などに、国を含め関係者間で直ちに対応できるような体制を、あらかじめ整備しておく必要があるのではないか。